

兵庫県都市計画審議会条例

(昭和44年6月10日)
兵庫県条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、兵庫県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員32人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- 1 学識経験のある者 10人以内
 - 2 関係行政機関の職員 7人以内
 - 3 市町の長を代表する者 3人以内
 - 4 県議会の議員 9人以内
 - 5 市町の議会の議長を代表する者 3人以内
- 2 臨時委員及び専門委員は、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 第1項第1号の委員の任期は、4年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙においてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員15人以内をもって組織する。
- 3 会長は、常務委員会の会務を総理する。
- 4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和44年6月14日)

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以降最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 この条例の施行の際現に改正前の兵庫県都市計画地方審議会条例（以下「旧都市審議会条例」という。）第3条第1項の規定により兵庫県都市計画地方審議会（以下「旧都市審議会」という。）の委員に任命され、又は委嘱されている者は、改正後の兵庫県都市計画審議会条例（以下「新都市審議会条例」という。）第3条第1項の規定により兵庫県都市計画審議会（以下「新都市審議会」という。）の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧都市審議会の委員として任命され、又は委嘱された日から起算する。
- 2 この条例の施行の際現に旧都市審議会条例第3条第2項の規定により旧都市審議会の臨時委員又は専門委員に任命され、又は委嘱されている者は、新都市審議会条例第3条第2項の規定により新都市審議会の臨時委員又は専門委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧都市審議会条例第4条第1項の規定により旧都市審議会の会長である者は、新都市審議会条例第4条第1項の規定により新都市審議会の会長として選挙において定められたものとみなす。